

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 10 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 117 号

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則（令和元年名古屋市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 3 号中「340 円」を「350 円」に改め、同項第 4 号中「480 円」を「500 円」に改め、同項第 5 号中「610 円」を「640 円」に改め、同項第 6 号中「750 円」を「790 円」に改め、同項第 7 号中「890 円」を「940 円」に改め、同項第 8 号中「1,030 円」を「1,090 円」に改め、同項第 9 号中「1,160 円」を「1,230 円」に改める。

第 8 条の 3 第 2 項第 4 号中「引き続き勤務しなかった期間（」の次に「職免規則第 3 条第 1 項第 4 号ウに掲げる場合（市長が別に定める場合に限る。）に該当して免除された日数及び同条第 2 項の規定により引き続いたものとみなされる期間を含み、」を加える。

第8条の5中「支給する時期ごとに」を「6月に支給する場合においては」に改め、「まで」の次に「、12月に支給する場合においては1,000分の965から1,000分の1,075まで」を加える。

第2条 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条の5中「6月に支給する場合においては100分の94から100分の105まで、12月に支給する場合においては1,000分の965から1,000分の1,075」を「支給する時期ごとに10,000分の9,525から10,000分の10,625」に改める。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第8条の3第2項第4号の改正規定を除く。）による改正後の名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員のうち、市長の定める職員については、同年12月1日から適用する。